

ご挨拶

新年あけましておめでとうございます。本年も少しでも皆様のお役に立てるよう日々精進してまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

さて2014年1回目の「AQUA Mirai Report Vol.10」では、本年3月1日より施行される「**新中華人民共和国公司法**」（中国会社法の改訂版。以下、新会社法という）について、紹介させていただきます。またこの新会社法は2013年12月28日に発表されたばかりの規定であり、その詳細については当局より正式な発表はされておりませんが、弊社の顧問弁護士、顧問会計士の意見と、弊社の経験に基づき、皆様にまず報告させていただきます。工商局、また外資企業に関わる商務局、外貨管理局は、登記に関する規定を新会社法の正式施行にあわせて発表する予定ですので、発表され次第、また皆様に報告させていただきます。

新会社法による主な変更点

1. 登録資本金の最低限度が無くなります。理論上登録資本金 1 元での会社設立も可能となります。
2. 検査報告書は不要になります。

※会社設立のコストの軽減と手続きの簡素化により、設立数を増加させ、市場の活性化を図る目的。

外資企業登記に関する変更

新会社法に伴い、外資企業登記方法に関しても変更が考えられます。当該項目に関する詳細規定は発表されていませんが、昨年から広東省の一部地域で内資企業を対象とし、新しい登記方法が試験されております。したがってこれに類似した登記方法が外資企業に対しても、適応される可能性が高いと考えられますので、参考までに紹介させていただきます。

広東省（一部地域）の内資企業を対象に試験導入された新登記方法の詳細。（参考）

1. 実際に資本金が振り込まれたかどうかに対する、当局による確認が無くなりました。

当該確認がなくなると「皮包公司（ペーパーカンパニー）」の設立増加が懸念されていました。試験の結果、会社設立時に提出する定款には登録資本金金額、出資方法等が書かれているので、主は定款に記載される登録資本金を限度に法律責任を負うこととなり、可能性の全くない資本金を記載しても逆に法律責任が高くなるので、「皮包公司」が多く存在しませんでした。したがって当局の当該確認はなくなるものと考えられます。

2. 年度検査の形式が大きく変更。

従来の検査とは異なり、会社は毎年当局に対し年度報告（登記状況、備案状況、資本金払い込み状況、年度B/S、P/L等を含む）を提出すれば良いことになりました。その内容は全て公開し、誰でも上記内容を調べることが出来ます。それによって公衆による監督強化を図るもので、会社は虚偽の出資情報を出すと、虚偽出資の責任を問われます。

推測ではありますが、外資企業設立の場合、出資期間に対する法的規制はなくなるが、商務局は出資額及び出資期間等の合理性をF/Sで審査し、不合理だと思われるものについて不許可とする可能性が高いのではないかと考えております。

新会社法の詳細

1. 登録資本の実際の払込資本金登記制度を改正

法律、行政法規、国务院決定により会社登録資本金に対し別途規定がある場合を除き、会社株主（発起人）が、会社設立日から2年以内に出資全額払込み、投資会社は5年以内に出資全額払込み、そして一人有限責任会社の一括払込の規定を削除した。

2. 登録資本登記条件の緩和

法律、行政法規、国务院決定により会社登録資本金に対し別途規定がある場合を除き、有限責任会社最低登録資本金（3万元）、一人有限責任会社最低登録資本金（10万元）、株式会社最低登録資本金（500万元）の規定を削除した。同時に会社株主（発起人）の初回出資比率及び貨幣出資比率に対する規定も削除した。

3. 登記事項及び登記文書の簡略化

有限責任会社の株主は出資額を引き受ける。会社の実際払込資本金は会社登記事項としない。出資検査証明書（検資報告書）の提出も不要となった。

※ 今回の改正は、中国における会社設立手続きの簡素化、コストの軽減化を図るものと思われる。これに伴い、中国の「公司登記管理条例」等の会社登記に関する制度は改正される見込みであり、外資企業設立の関連規定も改正される見込みである。

参考までに「現行の会社法」と「新会社法」の比較対象表（原文引用、日本語翻訳）を貼付させていただきますので、ご参照ください。

参考資料：改正会社法の新旧対照表

現行の「会社法」	改正後の新「会社法」	注記
<p>第七条第二款 会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、実際に払い込まれた資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。</p>	<p>第七条第二款 会社営業許可証には、会社の名称、住所、登録資本、経営範囲、法定代表者の氏名等の事項を記載しなければならない。</p>	<p>「実際に払い込まれた資本」を削除する。</p>
<p>第二十三条第二項 有限責任会社を設立する場合、下記の条件に合致しなければならない。 (二) 株主の出資額が法定資本の最低限度額に達していること。</p>	<p>第二十三条第二項 有限責任会社を設立する場合、下記の条件に合致しなければならない。 (二) 会社定款に規定される全株主の引き受けた出資額があること。</p>	
<p>第二十六条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。会社の全株主の初回出資額は、登録資本の 20 パーセントを下回ってはならず、また法に定める登録資本最低限度額を下回ってはならないものとし、その残りの部分は株主が会社成立日から 2 年以内に全額払い込まなければならない。投資会社は 5 年以内に全額を払い込めばよい。 有限責任会社の登録資本の最低限度額は、3 万人民元とする。法律、行政法規に有限責任会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>第二十六条 有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関に登録した全株主の引き受けた出資額とする。 法律、行政法規及び国务院決定が有限責任会社の登録資本金の払い込み、最低限度額について別途規定がある場合その規定に従う。</p>	
<p>第二十七条第三款 全株主の貨幣出資金額は有限責任会社の登録資本の 30% を下回ってはならない。</p>		<p>第二十七条第三款を削除する。</p>

<p>第二十九条 株主は、出資を払い込んだ後、法により設立された出資検査機構による出資検査を受け、かつ出資検査証明書の交付を受けなければならない。</p>		<p>第二十九条を削除する。</p>
<p>第三十条 株主の初回の出資について法により設立された出資検査機構による出資検査が済んだ後、全株主の指定する代表者又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に会社登記申請書、会社定款、出資検査証明書等の書類を提出し、設立登記を申請する。</p>	<p>第二十九条 株主は会社定款に規定される出資額を引き受けた後に、全株主の指定する代表者又は共同で委託する代理人が、会社登記機関に会社登記申請書、会社定款等の書類を提出し、設立登記を申請する。</p>	
<p>第三十三条第三款 会社は、株主の氏名又は名称及びその出資額を会社登記機関に登録しなければならない。 登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合は、第三者に対抗することはできない。</p>	<p>第三十二条第三款 会社は、株主の氏名又は名称を会社登記機関に登録しなければならない。 登記事項に変更が生じた場合は、変更登記手続を行わなければならない。登記又は変更登記を経ていない場合は、第三者に対抗することはできない。</p>	<p>「及びその出資額」を削除する。</p>
<p>第五十九条第一款 一人有限責任会社の登録資本最低限度額は10万人民元とする。株主は、会社定款に定める出資額を一括で払い込まなければならない。</p>		<p>第五十九条（第五十八条）第一款を削除する。</p>
<p>第七十七条第二項 株式会社を設立する場合、次に掲げる条件に合致しなければならない。 (二) 発起人が引受及び募集した資本が法定資本の最低限度額に達していること</p>	<p>第七十六条第二項 株式会社を設立する場合、次に掲げる条件に合致しなければならない。 (二) 会社定款に規定される発起人全員が引き受けた資本総額又は募集した実際払い込まれた資本総額があること。法定資本の最低限度額に達していること。</p>	

<p>第八十一条</p> <p>発起設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登録する全発起人が引き受けた資本総額とする。会社の全発起人の初回出資額は登録資本の 20 パーセントを下回ってはならず、その残りの部分は発起人が会社成立日より 2 年以内に全額払い込む。このうち、投資会社は 5 年以内に全額を払い込めばよい。全額を払い込むまで、第三者に対して株式を募集してはならない。</p> <p>募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登録する</p> <p>実際に払い込まれた資本総額とする。</p> <p>株式会社の登録資本の最低限度額は 500 万人民元とする。法律、行政法規に株式会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>第八十条</p> <p>発起設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登録する全発起人が引き受けた資本総額とする。発起人が引き受けた株式を払い込むまで、第三者に対して株式を募集してはならない。</p> <p>募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本金は会社登記機関に登録する実際に払い込まれた資本総額とする。</p> <p>法律、行政法規及び国务院決定が株式会社の登録資本金の払い込み、登録資本金最低限度について別途規定がある場合その規定に従う。</p>	
<p>第八十四条</p> <p>発起設立の方式により株式会社を設立する場合、発起人は会社定款に定められている自己の引受株式を書面により全額引き受けなければならない。一括納付する場合は、速やかに出資額を全額払い込まなければならない。分割納付する場合は、速やかに初回出資額を払い込まなければならない。非通貨財産をもって出資するときは、法によりその財産権の移転手続を行わなければならない。</p> <p>発起人が前項の規定に従い出資を払</p>	<p>第八十三条</p> <p>発起設立の方式により株式会社を設立する場合、発起人は会社定款に定められている自己の引受株式を書面により全額引き受けなければならない。非貨幣財産で出資する場合法律によりその財産権の移転手続を行わなければならない。</p> <p>発起人が前項の規定に従い出資を払い込まない場合は、発起人協議に従い違約責任を負わなければならない。</p> <p>発起人が会社定款に定められてい</p>	

<p>い込まない場合は、発起人協議に従い違約責任を負わなければならない。</p> <p>発起人が初回出資を払い込んだ後、董事会及び監事会を選出しなければならず、董事会が会社登記機関に会社定款、法により設立された出資検査機構の発行した出資検査証明書及び法律、行政法規に定めるその他の文書を提出し、設立登記を申請するものとする。</p>	<p>る出資を引き受けた後、董事会及び監事会を選出しなければならず、董事会が会社登記機関に会社定款及び法律、行政法規に定めるその他の文書を提出し、設立登記を申請するものとする。</p>	
<p>第一百七十八条第三款</p> <p>会社の減資後の登録資本金は、法定の最低限度額を下回ってはならない。</p>		<p>第一百七十八条（現第一百七十七条）第三款を削除する。</p>

以上

またご質問・ご意見等ございましたら、個別にご相談ください。

Issued By

株式会社アクアビジネスコンサルティング（作成者：小笠原翔大 監修：程鵬）

上海市南京東路 409-459 号 置地広場 1318 室 200001

唯来企業管理諮詢(上海)有限公司（監修：関一則）

上海市浦東新区銀城中路 68 号 時代金融中心 22 楼 2218 室 200120